

「県北の魅力発見カード第2弾」作成等業務委託仕様書（案）

※ 企画提案競技後、委託先候補事業者と本仕様に基づき協議を行う。

I 委託業務名

「県北の魅力発見カード第2弾」作成等業務

II 業務目的

県北地域（※）の「誇り」となる文化や歴史、自然・風景などの資源に新たな光を当て、カードとして配布することで、県北地域に足を運んでもらうきっかけを作り、県北地域の魅力の更なる発信を図る。

※ 県北地域：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村の8市町村

III 委託期間

契約締結の日から令和6年3月25日（月）まで

IV 委託業務の内容

1 全体的事項

ア 福島県（県北地方振興局）では、これまであまり知られてこなかった県北地域の文化や歴史などの魅力を素材とした「県北の魅力発見カード第2弾」を作成し、県北地域内で指定された施設で配布する企画を実施する。

イ コロナ禍で生活が変化する中で、能動的にくつろぎ、リフレッシュするニーズが高まっていることから、テーマを「ととのう」とする。

※「ととのう」（食・体験等を通し、心身がリフレッシュされた状態となること）
（例）温泉、風景、発酵食品、森林浴、寺社など

ウ 受託者は、「II 業務目的」の趣旨を踏まえ、以下の業務を行うこととする。

なお、業務実施に当たっては、採用となった企画案を基に県と協議するとともに、カード配布施設の協力を得ながら行うこと。

- （1）県北の魅力発見カード第2弾の作成
- （2）指定された配布施設へのカードの発送
- （3）配布施設でのカード配布済枚数の集計
- （4）広報活動
- （5）そのほか業務目的の達成に資する工夫等

2 個別的事項

（1）県北の魅力発見カード第2弾の作成

規格等は以下を想定しているが、理由を付してより良いものを提案することを可とする。なお、カードの基本デザインは統一的なものとする。

ア 規格：68mm×88mm、両面カラー

イ 紙質：アートポスト・四六判・220kg

ウ 素材・情報：県において県北地域8市町村等と調整の上選定し、各市町村2種類以内の素材を受託者へ提供するものとする（今回の企画提案競技では素材を提案する必要はない）。

また、当該素材に関する写真データ、基本情報、紹介・魅力情報は県が受託者へ提供するが、県と受託者で協議の上、よりふさわしい画像に差し替えることも可とする。

エ 校正：2回程度

オ 刷版：PS版ポジタイプ

カ 印刷：オフセット印刷

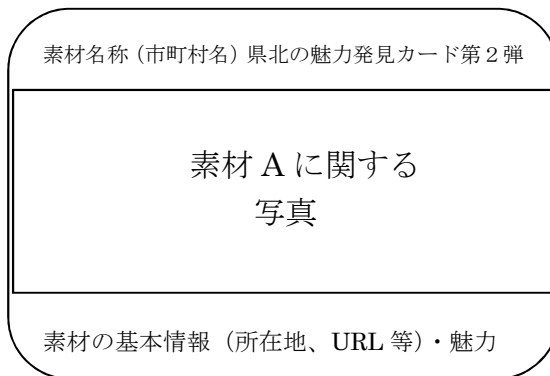
キ 加工：両面PP貼り・角丸

ク 枚数：素材9種類×各1，500枚

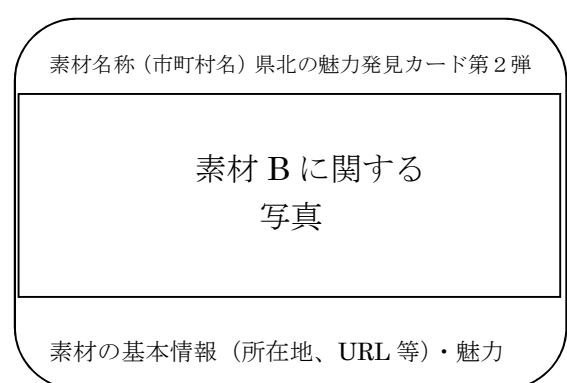
ケ イメージ：以下のとおり

※あくまでイメージであるため、デザイン等については、柔軟に変更することを可とする。

(表)



(裏)



(2) 指定された配布施設へのカードの発送

- ・作成した各市町村の素材を盛り込んだカードは、県において県北地域8市町村等と調整の上、選定した県北管内の施設で配布するので、当該施設に発送すること。
- ・配布期間は、10月下旬から3月中旬までを予定している。
- ・各市町村等における配布施設数は、各市町村1～2箇所程度及び福島県観光物産館の計14箇所を予定しており、公共施設、道の駅・直売所、観光・文化施設などを想定している。
- ・各配布施設への発送枚数は、県と受託者で協議し決定するものとする。
- ・同一市町村内において集客や配布状況等を踏まえた上で、枚数を振り分けること。

(3) 配布施設でのカード配布済枚数の集計

受託者は、(1)及び(2)で作成・発送したカードの配布実績について、各配布施設に確認の上、集計すること。

なお、集計に当たっては、可能な範囲で、カード受領者の反応を取りまとめることとし、具体的な内容については、県と受託者で協議し決定するものとする。

(4) 広報活動

ア 素材の共通テーマとして設定した「ととのう」をいかした広報活動を行うこと。

イ 本企画の効果的な情報発信について、チラシ・ポスターなどの作成、新聞・ラジオ・地域情報紙・インターネット・SNSなどの媒体を想定しているが、これら以外のものを予算の範囲内で提案することを可とする。

ウ 特設サイトを制作し、カードの内容や配布施設等の情報を確認できるようにすること。また、カード本体、ポスターやチラシなど広報媒体に当該サイトの閲覧が可能な二次元コードを掲載すること。

エ 企画の広報のほか、配布施設・配布施設におけるカード設置場所を分かりやすく紹介すること。

なお、配布施設に関する写真は県が受託者へ提供するが、県と受託者で協議の上、よりふさわしい画像に差し替えることも可とする。

(5) そのほか業務目的の達成に資する工夫等

上記(1)～(4)以外で、より多くの興味・関心が得られるような魅力的な工夫や取組がある場合には提案すること。

委託料には、委託事業の適切な実施に係る一切の費用を含むものとする。

V 成果品

(1) 県北の魅力発見カード第2弾 一式(電子データ及び製造物)

(2) 企画広報物 一式(電子データ及び紙1部)

(3) その他、県が指定するもの

「VI 提出書類」(2) 報告書に添付し1部提出すること。

VI 提出書類

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの 着手届(別記第1号様式)

(2) 業務終了後に速やかに提出するもの 完了(実績)報告書(別記第2号様式)

(3) その他 県が業務の確認に必要と認める書類

VII 業務責任者

本業務に当たって十分な知識を有する者を業務責任者として定めることとし、その進捗状況を管理するとともに、県の求めに応じて作業の予定及び進捗状況の報告を行うものとする。

VIII その他

(1) 受託者は、本仕様書及び県の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。

- (2) 受託者は、県との間で本業務を実施するために必要な打ち合わせを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、逐次、県に報告すること。なお、県は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本業務により制作される成果物の著作権は県に属するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

(別記第1号様式)

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県県北地方振興局長 様

受託者 住所
名称
代表者名

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付けで着手しましたので届け出ます。

記

- 業務名
- 委託料の額 金 円
(うち消費税および地方消費税の額 円)
- 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

(別記第2号様式)

総括責任者通知書

令和 年 月 日

福島県県北地方振興局長 様

受託者 住所
名称
代表者名

令和 年 月 日付けで締結した〇〇〇事業について、総括責任者を下記のとおり定めましたので通知します。

記

- 1 役職・氏名
- 2 生年月日
- 3 現場責任者が常駐する場所
- 4 業務に関する実務経験年数・経歴

実施工程表

令和 年 月 日

福島県県北地方振興局長 様

受託者 住所
名称
代表者名

令和 年 月 日付けで締結した〇〇〇事業について、実施工程を下記のとおり定めましたので通知します。

記

年 月	内 容

業務実施体制図

業務内容	担当者氏名
事業責任者	
デザイン	
施行	
...	

(適宜体制図など)

(別記第3号様式)

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

福島県県北地方振興局長 様

受託者 住所
名称
代表者名

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了
しましたので報告します。

記

- 業務名
- 委託料の額 金 円
(うち消費税および地方消費税の額 円)
- 委託期間 着 手 令和 年 月 日
完 了 令和 年 月 日

(別記第4号様式)

委託業務実績報告書

令和 年 月 日

福島県北地方振興局長 様

受託者 所在地
名称
代表者

担当者
(連絡先)

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務の実績について、報告します。
記

1 業務名

2 委託料の額 金 円

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日 (契約書に記載された履行期限)

4 業務実績 別紙成果品のとおり

※収支決算書を添付すること。